

議案第38号

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成19年木津川市条例第106号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月7日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）」の公布により「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）」の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成19年木津川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で、規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

参考資料（議案第38号）

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第13条（略） （ <u>保証人及び利率</u> ）	第1条～第13条（略） （利率）
第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ</u> る。	第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後にその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
2 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で、規則で定める率とする。</u>	
3 <u>第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。</u>	
（償還等）	（償還等）
第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u>	第15条 災害援護資金は、年賦償還又は <u>半年賦償還</u> とする。
2 （略）	2 （略）
3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>	3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u>
第16条（略）	第16条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第38号 木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
担 当 課	社会福祉課 福祉総務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の公布により災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部が改正されたことにより、災害援護資金の貸付利率（現行年3%）について、市町村が条例で設定できるよう見直されたこと等の災害援護資金制度の見直しにより、資金の貸付利率を年3%以内とし、規則で定める率とするとともに、償還方法について、月賦償還を追加するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 （平成30年6月27日公布） ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正 （平成31年1月30日公布） <p>ともに平成31年4月1日施行 課内で協議、検討を行い、条例案を策定</p>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり
	政策分野	11 防災・減災
	施 策	②地域防災 エ. 要支援者対策などの充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度） 災害時に予備費対応	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>災害援護資金に係る被災者の返済負担の軽減、被災者支援の充実、強化を図ります。</p>	